

答申第834号

情 公 第 3273 号

令和 8 年 4 月 15 日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 外郎 藤右衛門 様

神 奈 川 県 情 報 公 開 審 査 会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 5 月 22 日付けで諮問された公職選挙法違反に係る警告に関する文書一部非公開の件（諮問第922号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和3年11月3日付け行政文書公開請求に対し、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年11月3日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、別表1に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、令和3年11月15日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、令和3年12月3日付けで、本件公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第6号に規定する非公開情報（犯罪の予防等に関する情報）を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年12月14日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）である神奈川県公安委員会は、令和4年3月2日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、令和6年10月30日付けで原処分を取り消し、別表1に掲げる文書の存否を明らかにして諾否の決定を行うべきであるという内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、令和6年12月18日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請求人に対し、令和7年1月24日付けで、別表2の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する

る情報又は同条第7号に規定する犯罪の予防等に関する情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(7) 審査請求人は、令和7年3月19日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 公職選挙法は一般市民にとっては難解であるため、選挙違反の通報に含まれる誤認事例の公開は、選挙違反への市民の理解を深め、違反の予防、捜査への協力を促進するためのものである。

社会で法が遵守されるには、構成員が広く法を知ることが不可欠であり、違法かどうか詳細な基準も、通報の結果として行われた処分も一切公表することなしに、難解な公職選挙法を周知することは不可能である。

(2) 選挙違反については、選挙管理委員会の公表に基づき新聞報道がされており、広く公表、公開されている。情報公開請求に対しても、違反の状況やそれに対する対応経過の大部分を公開している。よって、選挙違反の事実や通報等による認知後の対応に係る情報の個人情報については、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たり、同条第7号との関係では、公開による支障が生じないことを裏付けるものに他ならない。

(3) 本件公開請求は、あくまで捜査が終結した、あるいは捜査情報と無関係な情報の公開を求めるものである。選挙違反に係る警察の捜査は、選挙管理委員会による摘発の延長線上にあるものであり、捜査であるからといって、選挙管理委員会において公開している事柄を非公開とすることはできない。

(4) 事件指揮簿以外の行政文書という表現のままでは、何ら文書を特定したことにならない。条例第5条第7号の理由が不十分であり、条例第10条第3項の理由付記の義務に違反している。

(5) 選挙違反情報が選挙管理委員会によって公開されている実態があり、審査請求人が行った特定市に対する情報公開請求において、違反情報を広く

公開していることに照らし、選挙違反の事実に関する情報の公開は公益上特に必要があるといえるものであるから、条例第7条を適用して公開すべきである。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部刑事部捜査第二課）の説明要旨

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、神奈川県警察本部刑事部捜査第二課及び特定の警察署が保管している特定選挙区内での候補予定者、候補者及びその関係者（以下「事件関係者等」という。）による警告に係る公職選挙法違反（以下「本件事件」という。）又はその疑いとして通報され違法性なしと判断した事案に関し作成された別表2に掲げる選挙違反事件指揮簿（以下「事件指揮簿」という。）及び同指揮簿以外の文書である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 事件指揮簿に記載された情報について

事件指揮簿の関係候補者欄には、関係候補者が所属する党派名、ふりがな及び氏名が、被疑者欄には被疑者に係る本籍、住所、職業、運動上の地位、ふりがな、氏名、生年月日及び年齢が、被疑事実の要旨欄には被疑者に係る情報が、（継続）の指揮（伺い）月日時欄、指揮（伺い）事項欄及び欄外に記載された内容には警察官、被疑者及び関係者の氏名、供述内容及び違反状況が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

事件指揮簿は選挙違反事件に関する文書であり、事件関係者等の情報は、事件に関わる者として記載された情報である。これらの情報は公にされている慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当せず、さらに、その性質及び内容に鑑みて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

イ 事件指揮簿以外の行政文書に記載された情報について

事件指揮簿以外の行政文書には、本件事件の捜査により入手した事件関係者等に関する情報をはじめとする個人に関する情報が記載されて

おり、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第5条第1号本文に該当し、その性質及び内容に鑑みて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第7号該当性について

ア 事件指揮簿の年号・番号欄

標記の情報には、警察本部長が指揮する選挙違反事件に係る一連番号が記載されており、選挙違反事件捜査に密接に関わる情報である。これが公開されれば、実施機関において特定の選挙種別及び選挙区における選挙違反を認知し着手した事件の件数が明らかとなり、選挙違反行為を行う者において、認知に至っていない選挙違反の有無が推測され、罪証隠滅等の対抗措置を図られたり、違反行為を助長したりすることにより、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第7号に該当する。

イ 事件指揮簿の事件取扱所属欄

標記の情報には、本件事件を取り扱った警察署名が記載されており、これが公開されれば、選挙違反を認知し事件として着手した警察署が明らかとなり、特定の警察署の管内地域における警察の情報収集能力や捜査能力が明らかとなることから、選挙違反行為を行う者が捜査の及びにくい地域を狙って違反行為を行うなど、選挙違反の手口の巧妙化を誘発することにより、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第7号に該当する。

ウ 事件指揮簿の捜査主任官欄

標記の情報には、本件事件捜査を行う警察署長から捜査主任官として指名された警部の階級の警察官の氏名が記載されており、これが公開されれば、当該捜査主任官が事件関係者らからの嫌がらせを受けるなど、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。また、同欄を公開すれば、当該捜査主任官が所属する警察署を調べることで本件事件を取り扱った警察署名も明らかになるところ、その問題点は前述したとおりである。

よって、かかる情報は、条例第5条第7号に該当する。

エ 事件指揮簿の端緒・疎明資料欄の内容

標記の情報には、本件事件の認知の端緒及び疎明資料の内容が記載されている。かかる情報が公開されれば、本件事件において実施機関がどこに手がかり、すなわち認知の端緒及び疎明資料を得て捜査に着手したかという捜査の手法が明らかとなり、選挙違反行為を行った者において、自身が行った選挙違反について、警察の捜査に対する対抗措置が講じられ、罪証隠滅や手口の巧妙化が図られることにより、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第7号に該当する。

オ 事件指揮簿の被疑事実の要旨欄

標記の情報には、本件事件に係る詳細な違反状況が記載されている。かかる情報が公開されれば、本件事件の犯行態様等の選挙違反行為の違法性の程度に大きく関わる情報が明らかとなり、選挙違反行為を行う者において捜査が及ばない範囲を狙った違反態様による違反行為が横行し、罪証隠滅や手口の巧妙化等の対抗措置を図られることにより、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第7号に該当する。

カ 事件指揮簿の（継続）の指揮（伺い）月日時欄、指揮（伺い）事項欄及び欄外に記載された内容

標記の情報には、警察本部長及び警察署長が指揮する選挙違反事件を捜査するに際し、警告の実施及び実施結果に係る報告を行った日時、警告を実施するに至った違反状況並びに捜査方針等が記載されている。当該情報は捜査の手法及び着眼点である選挙違反に係る違反態様や悪質性等の選挙違反事件の立件可否及び警告実施の必要性に関わるものであることから、かかる情報が公開されると、選挙違反行為を行った者や違反行為を敢行しようとする者において捜査が及ばない範囲を狙った選挙違反行為が横行し、罪証隠滅や手口の巧妙化等の対抗措置を図られることにより、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第7号に該当する。

キ 事件指揮簿以外の行政文書に記載された情報

標記の情報には、本件事件を捜査する上で違反行為を立証するための重要な情報をはじめとする選挙違反に係る具体的な情報が記載されている。これらの情報が公開されれば、本件事件に関する警察の捜査手法に関わる内容及び特定選挙区における選挙違反に関し警察に寄せられた通報の程度・内容・分量、つまりは特定選挙区に係る警察の情報収集能力や捜査能力に関わる情報が明らかとなり、選挙違反行為を行った者や違反行為を敢行しようとする者において捜査が及ばない範囲を狙った選挙違反行為が横行し、罪証隠滅や手口の巧妙化等の対抗措置を図られることにより、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第7号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、同条第1号、第3号及び第6号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体等の保護の必要性よりも、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合を意味すると解される。非公開とした情報は、上述のとおり、条例第5条第1号及び第7号に該当し、非公開としたものであり、かかる情報の内容に鑑みれば、これらを公開したとしても、人の生命・身体等の保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報について条例第7条に基づき裁量的公開をしなかったことは適当である。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書（以

下「本件通知書」という。)の「公開請求に対して特定した行政文書の概要」欄において、事件指揮簿以外の行政文書を「公開請求に係る行政文書のうち上記以外の行政文書」と記載していることについて、文書を特定したことにはならない旨主張しているため、行政文書の特定の妥当性について検討する。

「公開請求に係る行政文書のうち上記以外の行政文書」と記載されている行政文書は、事件指揮簿の添付書類と捜査書類である。「公開請求に係る行政文書のうち上記以外の行政文書」という記載には、若干の不十分な点が認められるものの、行政文書としてひとまず特定されているといえることから、実施機関による行政文書の特定は妥当性を欠くものとまではいえない。なお、実施機関においては、今後、特定した行政文書の表記について、請求者により分かりやすいものとなるよう、留意されたい。

(2) 非公開決定の妥当性について

本件審査請求は、別表2の「行政文書名」欄に掲げる行政文書について、同表の項番1-①から3までの各項番に掲げる非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求めるものである。そこで、本件非公開情報に係る処分の妥当性について、以下検討する。

ア 条例第5条第1号該当性について

(ア) 別表2に掲げる項番1-①、1-③、2-①及び2-③について

実施機関は、標記項番の「非公開情報」欄に掲げる情報について、選挙違反事件に関わる個人が明らかとなることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

当審査会が確認したところ、当該非公開情報は、事件指揮簿に記載された①事件関係者に係る所属党派名、ふりがな、氏名、本籍、住所、職業、運動上の地位、生年月日、年齢及び警部補以下の階級にある警察官の氏名並びに②事件関係者等に係る具体的な違反状況及び供述内容であることが認められるところ、①は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることは明らかであり、また、②は、事件関係者等の氏名とともに記載されているから一体として特定の個人が識別される情報であると認められる。また、当該情報が現に公にされ、また、公にすることが予定さ

れているといった事実も確認できないことから、同号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、また、同号ただし書ア、ウ又はエに規定するいずれの情報にも該当しないものと認められる。

したがって、実施機関が、標記項番の「非公開情報」欄に掲げる情報を、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(イ) 別表2に掲げる項番3について

実施機関は、標記項番の「行政文書名」欄に掲げる行政文書に記載された情報について、事件関係者等及び情報提供者に関する情報であるとして、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

当審査会が確認したところ、当該文書には、本件事件の捜査により入手した事件関係者等に関する情報のほか、選挙違反と疑われる情報の提供者、具体的な情報提供の内容等が記載されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることは明らかであり、また、当該情報が現に公にされ、また、公にすることが予定されているといった事実も確認できないことから、同号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、また、同号ただし書ア、ウ又はエに規定するいずれの情報にも該当しないものと認められる。

したがって、実施機関が、標記項番の「行政文書名」欄に掲げる行政文書に記載された情報を、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 条例第5条第7号柱書該当性について

(ア) 別表2に掲げる項番1-②の年号・番号欄

当審査会が確認したところ、標記の情報には、実施機関が指揮する神奈川県内の選挙違反事件に係る一連番号が記載されており、実施機関が選挙違反事件の捜査にどの程度着手していたかが明らかとなるため、選挙違反事件捜査に密接に関わる情報であることが認められる。

これが公開されれば、実施機関において選挙違反を認知し着手した事件の件数が明らかとなり、選挙違反行為を行う者において、認知に至っていない選挙違反であるとの認識のもと違反行為を助長することに繋がり、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は否定し難い。

よって、実施機関が、かかる情報を、条例第5条第7号柱書に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 別表2に掲げる項番1-②及び2-②の事件取扱所属欄

当審査会が確認したところ、標記の情報には、本件事件を認知し着手した警察署名が記載されていることが認められる。かかる情報は、選挙違反事件捜査に密接に関わる情報であるところ、かかる情報が公開されれば、選挙違反行為を行う者らが、認知に至っていない選挙違反であるとの認識のもと他の警察署の管内地域における違反行為を助長することに繋がり、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は否定し難い。

よって、実施機関が、かかる情報を、条例第5条第7号柱書に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(ウ) 別表2に掲げる項番1-②及び2-②の捜査主任官欄

当審査会が確認したところ、標記の情報には、本件事件捜査を主体的に処理し、各捜査員を指揮する警部の階級にある捜査主任官の氏名が記載されていることが認められる。事件を直接指揮する立場である捜査主任官の氏名は、事件関係者等からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されれば、当該個人が特定され事件関係者等から嫌がらせを受け、あるいは捜査に対抗する措置を講じられたりするなど、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は否定し難い。

よって、実施機関が、かかる情報を、条例第5条第7号柱書に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(エ) 別表2に掲げる項番1-②及び2-②の端緒・疎明資料欄の内容

当審査会が確認したところ、標記の情報には、本件事件を認知した

端緒、捜査資料等が記載されていることが認められる。かかる情報は、選挙違反事件捜査に密接に関わる情報であるところ、かかる情報が公開されれば、選挙違反事件として警告を実施する事件をどのように認知し、どのような捜査資料等を端緒とし捜査に着手したか着眼点が明らかとなり、選挙違反を行った者や違反行為を企図する者に対し、罪証隠滅や対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することとなり、今後の同種事件における犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は否定し難い。

よって、実施機関が、かかる情報を、条例第5条第7号柱書に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(オ) 別表2に掲げる項番1-③及び2-③の被疑事実の要旨欄の内容、(継続)の指揮(伺い)月日時欄、指揮(伺い)事項欄及び欄外に記載された内容

5(2)ア(ア)で述べたとおり、標記情報は、条例第5条第1号本文に該当するから、同条第7号該当性について判断するまでもなく、実施機関が非公開としたことは妥当である。

(カ) 別表2に掲げる項番3

5(2)ア(イ)で述べたとおり、標記情報は、条例第5条第1号本文に該当するから、同条第7号該当性について判断するまでもなく、実施機関が非公開としたことは妥当である。

ウ 条例第7条該当性について

審査請求人は、選挙違反情報を選挙管理委員会が公開している実態があることや、特定市に対する情報公開請求において、違反情報が公開されたことに照らし、選挙違反の事実に関する情報の公開は公益上特に必要があるとして、条例第7条に基づく裁量的公開を求めている。

この点、他機関が各々の判断に基づき選挙違反情報を公表等していることをもって、条例第5条第1号本文及び同条第7号により保護される利益を超えた、公開についての公益上の必要性が生じているとは認め難い。

そのため、実施機関が条例第7条の規定による裁量的公開を行わなかつ

たことは妥当である。

6 附言

当審査会が本件通知書を確認したところ、公開することができない理由として、条例第5条第1号又は同条第7号該当と記載されているが、その内容については、条例の文言が引用されているにすぎず、各号に該当すると判断した具体的な理由が示されているとは認め難いものとなっている。

条例第10条第3項は、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（略）は、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者が条例所定の非公開理由のどれに該当するののかとその根拠を当然に知り得るような場合は別として、条例第10条第3項の求める理由付記としては不十分なものと解すべきである（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」）。

そのため、今後、実施機関が行政文書公開請求に対して全部又は一部の非公開決定を行うにあたっては、条例第10条第3項の上記趣旨を達するに足りる理由を付記するようここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

2021年4月以降請求時点までの、衆議院特定選挙区内での候補予定者および候補者とその関係者の公職選挙法違反に関する行政文書のうち、

- A. 候補者および候補予定者とその関係者の公職選挙法違反を警告するすべての文書。
- B. Aの根拠として、警察が保有する証拠画像、証言、違反発生場所および日時の記載されたものすべて。
- C. 違反や違反の疑いとして通報されたが、違法性なしと判断した警察が保有する証拠画像、証言、発生場所および日時の記載されたものすべて。

別表 2

行政文書名	項番	非公開情報	該当条文	非公開理由
選挙違反事件指揮簿 (年号R3、捜査第二課保管のもの)	1-①	関係候補者欄、被疑者欄の内容	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	1-②	年号・番号欄、事件取扱所属欄、捜査主任官欄、端緒・疎明資料欄の内容	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するおそれがあると認められるため。
	1-③	被疑事実の要旨欄の内容	神奈川県情報公開条例第5条第1号及び7号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、また、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
		(継続) 1枚目 指揮(伺い)月日時欄、指揮(伺い)事項欄及び欄外に記載された内容		
(継続) 2枚目 指揮(伺い)月日時欄及び指揮(伺い)事項欄に記載された内容				
選挙違反事件指揮簿 (警察署保管のもの)	2-①	関係候補者欄及び被疑者欄の内容	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	2-②	事件取扱所属欄、捜査主任官欄、端緒・疎明資料欄の内容	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するおそれがあると認められるため。
	2-③	被疑事実の要旨欄の内容	神奈川県情報公開条例第5条第1号及び7号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、また、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
(継続) 1枚目から3枚目 指揮(伺い)月日時欄及び指揮(伺い)事項欄に記載された内容				
公開請求に係る行政文書のうち上記以外の行政文書	3	全部非公開	神奈川県情報公開条例第5条第1号及び7号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、また、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 5 月 22 日	○ 諮問
令和 7 年 11 月 18 日 (第262回審査会)	○ 審議
令和 7 年 12 月 16 日	○ 諮問実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 7 年 12 月 23 日 (第263回審査会)	○ 審議
令和 8 年 1 月 16 日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 8 年 1 月 29 日 (第264回審査会)	○ 審議
令和 8 年 2 月 20 日 (第265回審査会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
劔 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和8年4月15日現在) (五十音順)